

患者さまへのお知らせ(院外処方)

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けて取り組んでいます。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方せんを発行すること※)を行う場合があります。

一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さまに必要な医薬品を提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがございましたら当院職員にご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。